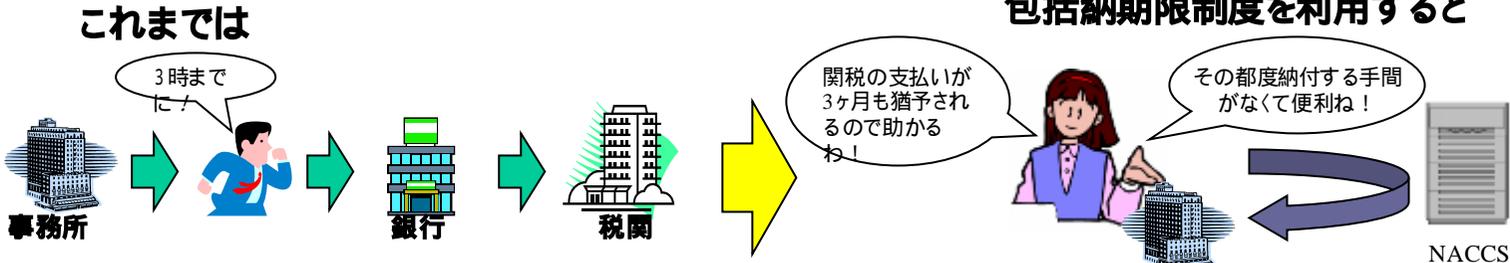


継続して輸入取引をしている
輸入者の皆様へ

包括納期限延長制度のメリット

包括納期限延長制度を利用すると、輸入の許可までに納付すべき関税、内国消費税等の納付を3ヶ月まで延長することができます。

制度の利用には、担保の提供が必要ですが、輸入の都度の納付から開放され、土日や、時間帯の制約なく、輸入貨物の早期引取りが実現します。
現在、多くの輸入者が利用されている制度です。



(1) 包括納期限延長制度とは

- 継続して輸入する場合には、輸入の都度、担保を提供して納期限延長することも可能ですが、輸入者・税関にとって担保の提供及び解除のための手続が煩瑣である。担保を置き、継続して使用できる制度として包括納期限延長制度があります。
- 包括納期限延長制度には、1つの税関官署で利用する場合(官署別)と、2以上の税関官署で利用する場合(一括)の2種類の申請方法があります。

以下、複数の官署で利用する場合(一括)の包括納期限制度について説明します。

輸入者の条件

輸入者の方は、日本貿易関係手続簡易化協会 (JASTPRO)で付与する輸出入者コードを事前に取得されており、有効なものであること。

提供できる担保について

- 国債、地方債 供託書の正本
- 税関長が確実と認める保証人の保証としては、
銀行、長期信用銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、損害保険会社又は外国損害保険会社の保証 「保証書」又は「法令保証証券」
銀行の保証書及び損害保険会社の法令保証証券が一般的に利用されています。

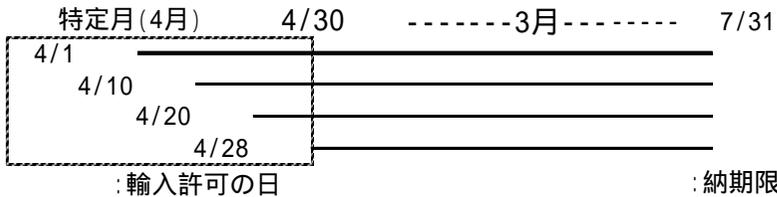
提供する担保の額

担保額は、輸入の都度、取り崩され、関税等の納付をもって回復します。また、担保の積み増しも可能ですが、納期限延長制度を最大限利用するには4ヶ月分の関税等の相当額を用意することをお勧めします。

「保証書」又は「法令保証証券」の保証期間

月の初日から月の末日までとする必要がありますが、保証期間は任意です。

包括納期限延長制度の納期限



1つの担保を海上貨物と航空貨物で使うことができます。

海上貨物を扱うSEA-NACCSと航空貨物を扱うAIR-NACCSはホストコンピュータがリンクしていないので、1つの担保を航空貨物で、海上貨物でと、それぞれで使用する額を分けることにより、1つの担保で両方に使用することができます。

(2) 申請に必要な書類等

- 担保提供書(税関様式C第1090号) 2部
 - 保証書(据置担保用)(税関様式C第1105号又は税関様式C第1106号)又は 法令保証証券(据置担保用)
 - 関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括) 2部 (税関様式C第1005号)
 - 保証人の印鑑証明もしくは印鑑使用届出書
- 納期限延長の適用を受けようとする特定月の前月末までに申請してください。

(3) 申請する税関は

通関を予定する税関であれば、いずれでも可能です。

(4) 納税手続

- ・NACCSセンターから、**特定月の翌月10日ごろ、納付書、一括納付用明細データ及び一括納付用明細総括データ**が、通関業者に出力されます。
- ・納付書等は、通関官署単位に1件にまとめて出力され送付されますが、さらに税関単位にはなっていません。
したがって、納付漏れの官署のものがないよう注意が必要です。
- ・通関業者から納付書等が送られてきたら、**納期限までに**、インターネットバンキングの**Pay-easy(ペイジー)**で、又は銀行・郵便局の窓口で**納付**してください。
- ・納期限を過ぎれば延滞税がかかりますので、くれぐれも納期限には注意が必要です。
- ・**Pay-easy(ペイジー)**を利用して納付した場合は、即座に担保が回復します。
一方、銀行・郵便局の窓口で納付した場合は、銀行等からの領収済通知書により税関が納付確認した上で担保回復する関係から1週間程度を要します。
- ・したがって、担保不足によって輸入許可が得られないなどが生じた場合にも納期限を待たずに収めることによって、早急に担保の回復ができるので**Pay-Easy(ペイジー)による納付をお勧めします。**

Pay-easy(ペイジー)による納付をする場合は、輸入申告時にその旨を登録しておく必要があります、通関業者と緊密な連携が必要です。

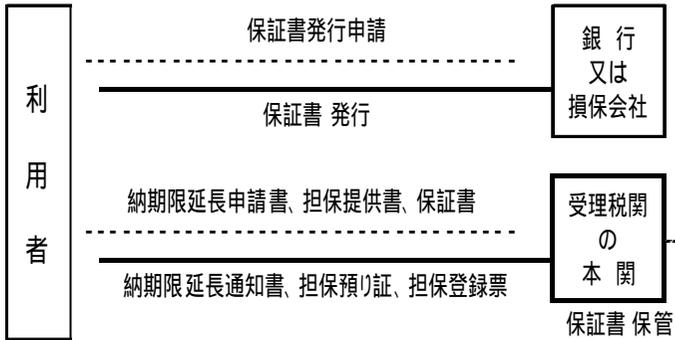
Pay-easy(ペイジー)とは、

金融機関のインターネットバンキングやATMなどを活用して関税や消費税などの税金や手数料を支払いできるサービスです。



インターネットバンキングをお使いの方なら、インターネットバンキングのメニューからそのまま「**Pay-easy(ペイジー)**」で支払うことができます。
金融機関の窓口営業時間を気にすることなく納税が可能です。
Pay-easy(ペイジー)で納付した場合には領収書が発行されません。
(金融機関のシステムから、納付済通知が送信されます。)

Pay-easy(ペイジー)のことをもっと知りたい方は、最寄の銀行等に、ご照会ください、申請手続の概要



(参考)

関税等の納付手続を早めることにより、輸入貨物の早期引取りを可能とする便利な制度としては、包括納期限延長制度のほかにも次のような制度があります。

口座振替制度

- ・あらかじめ、NACCS参加銀行に関税等の支払いのための専用口座を開設し、前日の口座残高から、輸入の都度、当該口座から関税等を自動引き落としする制度。
継続しての輸入はないが、季節や特定の時期に集中して輸入がある方には、お勧めの制度です。
- (メリット)
- ・納期限延長制度に比べて、担保提供等の手続や保証料などの費用が不要
- ・夜間や土日にも対応できる(ただし、参加銀行によって、利用できる時間帯がある)
- (デメリット)
- ・関税の引落としのための専用口座のため、他の用途に使えない。
- ・前日までに入金しておく必要があり、融通が利かない。

Pay-easy(ペイジー)による納付

- ・あらかじめ、通関業者に**Pay-easy(ペイジー)**を利用して納付する旨を伝えておき、通関業者から税額及び納付番号の通知を受け、金融機関のインターネットバンキングやATMなどで支払う。
月に1回の輸入があるかないかといった輸入者の方にお勧めの制度です。
- (メリット)
- ・現金や小切手を持ち運ぶ必要がなく安全
- ・金融機関の営業時間内であれば、直ちに納付が完了し輸入許可が得られます。
- ・営業時間外であっても、よく営業日には、直ちに輸入許可となります。
- (デメリット)
- ・夜間や土日などの金融機関の営業時間外には対応していないため、時間外でも貨物を引き取りたいといった要請には応えられない。

包括の期限延長制度やその他の制度について、もっと詳しく知りたい方は、利用されている通関業者、あるいは最寄の税関にお問い合わせください。